相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡東区大字前田七二八番地、最後の住所北九州市八幡東区前田三丁目五番七号　被相続人　亡　中村　昌良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十四日

北九州市小倉南区徳力四丁目二一番九―二〇二号　相続財産管理人　大野　友裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県雲仙市千々石町庚二二三四番地、最後の住所長崎県雲仙市千々石町庚二二三四番地　被相続人　亡　林田スガ口

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十四日

長崎県雲仙市小浜町北本町一四番地雲仙市小浜総合支所三階法テラス雲仙法律事務所　相続財産管理人　弁護士　村林　尚孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県うるま市字栄野比一一六番地、最後の住所沖縄県島尻郡南風原町字新川四六〇番地　被相続人　亡　與古田思吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十四日

沖縄県那覇市おもろまち四丁目一〇番三八号スカイガーデンビル三階新都心法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中尾　義孝

前払式特定取引業者営業保証金等取戻し公告

割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号。以下「法」という。）第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により、次のとおり公告します。

一、名称　株式会社エスクリマネジメントパートナーズ

代表者の氏名　渋谷　守浩

主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

株式会社エスクリマネジメントパートナーズ福井事業所　福井県福井市大和田一丁目四〇三番地

セントミッシェルガーデンウェディング福井県越前市塚町二五

二、許可年月日　平成八年七月十二日

三、許可失効年月日　平成二十八年十一月一日

四、営業保証金又は前受業務保証金の額

営業保証金の額　金十五万円

前受業務保証金の額

金二千三百五十八万一千円

五、前号の営業保証金又は前受業務保証金について、法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を近畿経済産業局長に提出してください。

六、前号の申出書の提出がないときは、第三号の取戻しをしようとする営業保証金又は前受業務保証金は取戻されます。

平成二十九年五月二十四日

東京都港区西新橋二丁目一四番一号興和西新橋ビルB棟

株式会社エスクリマネジメントパートナーズ　代表取締役　渋谷　守浩

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社扇屋友の会

二、代表者の氏名　宮里　武司

三、本店の所在地　大阪市北区天神橋四丁目七番七号

四、許可年月日　昭和五十五年五月十五日

五、許可失効年月日　平成二十八年五月三十一日

六、営業保証金等の額

①営業保証金の額　金十万円

②前受業務保証金の額　金一千万円

七、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を近畿経済産業局長に提出してください。

八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

平成二十九年五月二十四日

大阪市北区天神橋四丁目七番七号

株式会社扇屋友の会

代表取締役　宮里　武司

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年５月24日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社クラスト　②国土交通大臣(3)第7049号　③代表取締役　仁地一哲　④主たる事務所　東京都千代田区神田須田町二丁目２番２号　廃止した従たる事務所　静岡県磐田市中泉１－１－６　玉家ビル１階　静岡県富士宮市西小泉町13―２エクセレンス１階　静岡県掛川市大池2976―13　静岡県島田市本通り３－５－１アヴェニュー１階　静岡県浜松市中区船越町１－６メゾーネ・オーブ１階　⑤2500万円　⑥関東地方整備局　⑦東京都千代田区神田須田町二丁目２番２号　株式会社クラスト　代表取締役　仁地一哲

①三井農林株式会社　②東京都(3)82077　③代表取締役　木下茂樹　④東京都港区西新橋一丁目２番９号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区西新橋一丁目２番９号　三井農林株式会社　代表取締役　木下茂樹

①株式会社Ｃｉｔｙ　Ｏｎｅ　②岡山県知事(2)第5097号　③代表清算人　延藤幸倫　④岡山市南区泉田二丁目３番５号西側２階　⑤1000万円　⑥岡山県知事　⑦岡山市南区泉田二丁目３番５号西側２階　株式会社Ｃｉｔｙ　Ｏｎｅ　代表清算人　延藤幸倫

①エス・ケイ・パフォーマンス株式会社　②福岡県知事(7)10500　③代表取締役　齊木絹江　④福岡県北九州市小倉南区大字新道寺759番地の１　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦福岡県北九州市小倉南区大字新道寺759番地の１　エス・ケイ・パフォーマンス株式会社　代表取締役　齊木絹江

①株式会社イムズ　②福岡県知事(2)015925　③代表取締役　水村慎也　④福岡市中央区天神１丁目７番11　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦神奈川県横浜市金沢区富岡西１丁目41番10号　株式会社イムズ　元代表取締役　水村慎也

債権申出の公告（第三回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により平成二十九年四月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月二十四日

東京都渋谷区元代々木町五二番一号

日本食品分析センター企業年金基金

清算人　堀　直恭